

令和7年第4回太子町議会定例会（第515回町議会）会議録（第4日）

令和7年6月20日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第41号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
(総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 3 議案第42号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第43号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第44号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第45号 太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 7 議案第46号 工事請負契約の締結について（太子町保健福祉会館大規模改修工事）
- 8 議案第47号 工事請負契約の締結について（石海小学校屋外運動場トイレ等整備工事）
- 9 議案第48号 令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 10 議案第49号 令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 11 議案第50号 工事請負契約の締結について（太子町立文化会館・歴史資料館建物維持改修工事）
- 12 議案第51号 訴えの変更について（柳池総合公園多目的広場外整備工事）
- 13 議案第52号 訴えの変更について（柳池総合公園多目的広場・道路外整備工事）
- 14 請願第5号 国に対し現行の「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の速やかな改正を求める意見書の提出を求める請願
(総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 15 請願第6号 子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 16 議員派遣について
- 17 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第41号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
(総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 3 議案第42号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第43号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第44号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第45号 太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)

- 7 議案第46号 工事請負契約の締結について(太子町保健福祉会館大規模改修工事)
- 8 議案第47号 工事請負契約の締結について(石海小学校屋外運動場トイレ等整備工事)
- 9 議案第48号 令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第3号)
- 10 議案第49号 令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第1号)
- 11 議案第50号 工事請負契約の締結について(太子町立文化会館・歴史資料館建物維持改修工事)
- 12 議案第51号 訴えの変更について(柳池総合公園多目的広場外整備工事)
- 13 議案第52号 訴えの変更について(柳池総合公園多目的広場・道路外整備工事)
- 14 請願第5号 国に対し現行の「刑事訴訟法の再審規定(再審法)」の速やかな改正を求める意見書の提出を求める請願

(総務経済建設常任委員会委員長報告)

- 追加日程第1 意見書案第2号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書
- 15 請願第6号 子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について

(福祉文教常任委員会委員長報告)

- 追加日程第2 意見書案第1号 子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、2026年度政府予算に係る意見書

- 16 議員派遣について
- 17 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1番	吉田智子	2番	山本順久
3番	玉田晶久	4番	桑名幸夫
5番	松浦崇志	6番	出原賢治
7番	森田哲夫	8番	玉田正典
9番	中薮清志	10番	藤澤元之介
11番	清原良典	13番	中島貞次
14番	堀卓史	15番	首藤佳隆

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	田中秀彦	書記	蛭井のり子
書記	井手典子	書記	免田和佳奈

説明のため出席した者の職氏名

町長	沖汐守彦	副町長	榮藤雅雄
教育長	糸井香代子	総務部長	森文彰
生活福祉部長	藏屋一彦	経済建設部長	富岡泰造
教育次長	福井照子	財政課長	池田誠

(開議 午前10時00分)

○議長(首藤佳隆) 皆さんおはようございます。

令和7年第4回太子町議会定例会第4日目におそろいで御出席いただきありがとうございます

す。

さて、現在取り組んでおります議会ＩＣＴ化の一環として、本会議において個人所有のＩＣＴ機器の持込みを試行として許可し、その使用について検証してまいります。どうぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和7年第4回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○議長（首藤佳隆） 日程第1、諸般の報告を行います。

本日、町長から議案等5件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第41号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第2、議案第41号太子町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 それでは、委員会審査報告書に基づきまして報告をさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第41号。付託年月日、令和7年6月6日。件名、太子町税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年6月10日火曜日午前10時から午後0時22分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行いました。

主な質疑応答。

①大学生の対象年齢と所得控除額の変更について具体的な内容はとの質疑に、対象年齢は令和7年1月1日現在で18歳以上であり、所得控除額については現行は給与収入が103万円までの扶養親族が扶養控除の対象であるが、給与収入の上限が150万円までとなる、また150万円を超えた場合、188万円までの給与収入については配偶者特別控除と同様に通減措置を設けているとの答弁があった。

②加熱式たばこに係る課税方式の変更内容はとの質疑に、加熱式たばこ0.35グラムを紙巻きたばこ1本に換算するが、0.35グラム未満の場合は加熱式たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算するとの答弁があった。

③公示送達調査と太子町の現状はとの質疑に、郵便が届かない場合は転出等により住所が変

更されたか、また町内在住で届かない場合は現地調査を行い生活実態を調べた上で公示送達を行う。太子町の令和6年度公示送達は軽自動車税6名8件、住民税8名18件、固定資産税5名12件であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 以上で総務経済建設常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第42号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第43号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第44号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第45号 太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第3、議案第42号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第6、議案第45号太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長山本順久議員。

○山本順久議員 福祉文教常任委員会に付託された議案について、委員会審査報告書を読み上げて報告させていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第42号。付託年月日、令和7年6月6日。件名、太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年6月9日月曜日午前10時から午前11時50分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①令和6年4月以降の年金額が上がったことにより、これまで福祉医療費を受給していた方が受給できなくなることはないのかとの質疑に、今まで低所得や所得を有しない者として判断されていた方が年金を受給することにより判定基準から外れ、受給できなくならないように改正するものであるとの答弁があった。

②80万9,000円という金額については兵庫県で定められた判定基準なのかとの質疑に、判定基準については町は県の補助を受けているため県の要綱に準拠している。県が国の法律等により基準を改正することに伴い町の条例を改正するものであるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第43号。付託年月日、令和7年6月6日。件名、太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年6月9日月曜日午前10時から午前11時50分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①連携施設の確保が著しく困難な場合などは連携施設を確保しないことができる経過措置期間を10年から15年に改正する内容であるが、太子町にどのような影響があるのかとの質疑に、太子町では現在本事業を実施していないため影響はないが、全国的に見て連携施設の確保が非常に困難な状況であるため、経過措置期間が延長されたと考えるとの答弁があった。

②施行日はいつかとの質疑に、子ども・子育て支援新制度が始まった平成27年4月1日であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第44号。付託年月日、令和7年6月6日。件名、太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年6月9日月曜日午前10時から午前11時50分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①特定地域型保育事業について、議案第43号の条例改正と同じ内容の改正ということでよいのかとの質疑に、同じ内容の改正であるとの答弁があった。

②経過措置が10年から15年に変わることであり規制緩和につながると思うが、太子町への影響

はとの質疑に、太子町では対象となる事業を実施していないため影響はないとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第45号。付託年月日、令和7年6月6日。件名、太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年6月9日月曜日午前10時から午前11時50分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①どのような児童が対象で利用の仕方はどうなるのかとの質疑に、保育所や認定こども園等を利用していない3歳未満児が対象となり、保育の必要性を問わないため誰でも通園できる、ただし、月の利用時間数に上限があり月10時間が上限と示されている、国は定期利用と柔軟利用を考えているが、ひとまず太子町では週に1日で2.5時間掛ける4週の定期利用を考えているとの答弁があった。

②事業の効果と利用者の負担額の予定はとの質疑に、保護者の息抜きや保育士やほかの保護者との交流により孤立した育児を防ぐことができるのではないと思う、子供にとっては家族以外の人と関わる機会ができることにより家とは違う経験ができると思う、利用者負担は国が1時間300円を限度と示しているが、公定価格が示された後に決めていきたいとの答弁があった。

③本事業は認可外の保育園も適用になるのかとの質疑に、希望があれば施設の内容等も確認し、町が認可する形になるとの答弁があった。

④事業が増え、そこに人員が割かれると通常の保育に影響はないのかとの質疑に、保育人材の確保は大変難しい状況であるが、通常の保育に影響を与えることがあってはならないので私立認定こども園では難しいかと考えている、斑鳩保育所において余裕活用型で実施するならば保育人材を確保できるので影響はないと考えるとの答弁があった

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上で報告を終わります。よろしくお願いします。

○議長（首藤佳隆） 以上で福祉文教常任委員会委員長山本順久議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第42号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(首藤佳隆) 全員賛成です。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第43号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(首藤佳隆) 全員賛成です。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第44号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(首藤佳隆) 全員賛成です。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第45号太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第46号 工事請負契約の締結について（太子町保健福祉会館大規模改修工事）

○議長（首藤佳隆） 日程第7、議案第46号工事請負契約の締結について（太子町保健福祉会館大規模改修工事）を議題とします。

本案については6月6日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

中薮清志議員。

○中薮清志議員 3点ほど確認いたします。

スケジュールの件なのですが、説明の際に令和8年2月に終わらせて4月にスタートという説明があったかと思うのですが、スケジュール的に引っ越しとか準備とかが実際結構タイトなので間に合うのかどうかというのが1点と。

あと、中庭が今芝生だと思うのですが、その中庭がアスファルトの駐車場に変わると思うのですが、その経緯を1つお願いします。

それと、こういった施設ですので太陽光発電というのはつけるのかなと思うのですが、僕が図面の中ではどここの場所にあるのかが発見できなかったのですが、工事概要の中に発電設備があるのでそのことなのかなとは勝手に解釈しているのですが、太陽光発電等を設置するのか確認いたします。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） それでは、順番にお答えいたします。

1点目、2月に完了してから4月のオープンまで時間がないけれども、準備とかその辺は大丈夫かということでございますが、これにつきましては2月に完了検査を終えまして、実際に移転につきましては開館に伴う大部分のものはその1カ月で移転させられる、準備ができると。当面必要ないというか、すぐに必要ないものにつきましてはおいおい移転もさせていただきたいと考えておりますので、4月のオープンには支障がないと考えております。

それから、2点目、駐車場につきましては、これまで慢性的に駐車場が不足することもありましたので、これまで中庭の芝生につきましてはイベント時に多少使うことはございましたが利用がなかなかされていない状態でございましたので、今回駐車場といたしまして20台程度増える形で、そちらに職員が主に駐めまして、旧来北側でありますとか公用車とか職員が駐めておった部分に来館者の方に使っていただくことで考えております。また、災害時におきましてはアスファルト舗装した中庭の部分ですけれども、ボランティア等の受入れの中心機能を担うような形で大きなテントを張って、またそういうこともやっていきたいと考えております。

それから、3点目、太陽光発電の設備でございますが、ちょっと図面では分かりにくかったのですけれども、東側及び西側の2階のルーフテラスの部分に太陽光発電の設備を設置する予定でございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 先ほどの駐車場の件なのですが、主に職員が使うということでしたが、この図面を見ますと非常に車が駐めにくいような構造に見えます。車を駐めた方の動線がどうなっているのか、つまり安全面がどうかについて確認したいことが1点と。

それから、1階の現在中庭に面している部屋に出入口がございます。これは改修後も出入口のままになっているかと思うのですが、これが駐車場になったときに干渉しないのかどうか気になったのと、この出入口は窓なのか出入口なのか、その用途について。図面ではよく分からないので、その点に問題がないかどうか確認させていただきたいと思います。

駐車場を増やすのは、公的な機関にこれから用途を展開していく上においてそういう意図かなと感じたのですが、これまでも慢性的に不足していると今説明がありましたので。公民館等に使う場合は、来館者には広いほうを使っていただくという理解でよろしいですね。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時30分）

（再開 午前10時32分）

○議長（首藤佳隆） 再開します。

生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 先ほどお尋ねの件ですけれども、まず北側の壁を潰しますので車の出入りにつきましては特に支障はございません。

それから、中庭に面した扉、あれは窓ではなくて扉なのでございますが、それにつきましては駐車場として駐めましても特に干渉しないということでございます。主に職員及び公用車を止めるので、職員の出入りにつきましてはその扉を使うのではなく従来から使っております北東奥のところの出入口を使います。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 扉ということで、一応人が出入りするのに車が止まっていたとしても支障はないという御説明で、そのように理解いたします。

職員の方はその扉を使うのではなくて玄関までぐるっと回っていかれるということですから、駐車場の奥に駐めた方はそこを通っていかれるわけですね。この形状、広さがどうかは分からないですけれども、安全面がちょっと気になるのですけれども、その辺については検討はされていま

すか。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 安全面につきましては、実際駐めておる職員、それから中に入る公民館、社会福祉協議会等の職員等に十分周知して安全面に気をつけたいと考えております。

以上です。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第8 議案第47号 工事請負契約の締結について（石海小学校屋外運動場トイレ等整備工事）**

○議長（首藤佳隆） 日程第8、議案第47号工事請負契約の締結について（石海小学校屋外運動場トイレ等整備工事）を議題とします。

本案については6月6日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

中薮清志議員。

○中薮清志議員 工事車両なのですけれども、工事車両はどこから出入りする予定になっているのでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時36分）

（再開 午前10時36分）

○議長（首藤佳隆） 再開します。

教育次長。

○教育次長（福井照子） 工事車両につきましては、校舎の西側を通りまして進入する形になります。その際には、警備員を配置するような形で実施いたします。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 校舎の西側を通してグラウンドまで、どういう出方をするのかなと。今僕が知っている中では、石海小学校の校舎西側、校舎の西だったらソテツや何かがあると思うのですけれども、どこから入るのかちょっとぴんときないのですけれど。

○議長（首藤佳隆） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時37分）

（再開 午前10時39分）

○議長（首藤佳隆） 再開します。

教育次長。

○教育次長（福井照子） 申し訳ありません。説明の仕方が不十分でございました。校舎と運動場の間のところ、校舎の向きでいうと敷地の南西の角、学校の校舎があるほうのところの、そこから通路といいますか、道を。そこの入り口から入りまして校舎の南側を通過して、校舎の真ん中辺り、そこからグラウンドに入るという形になります。分かりにくいでしょうか、説明が。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時40分）

（再開 午前10時40分）

○議長（首藤佳隆） 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

中薮清志議員。

○中薮清志議員 今の説明でいきますと消防車庫と校舎の間、あそこの道から入っていくのだと思うのですが、あそこはたしかインターロッキングになっていたと思うのですが、多分そうだったと思うのですが。アスファルトにしましても傷みのないようにと、あとあそこはかなり南北の交通量も多いので、先ほどガードマンを設置しておっしゃられていましたけれども、十分注意して作業を行っていただきたいと思うのですが、そのあたりはいかがでしょう。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） そのあたりにつきましては、必要に応じて鉄板を敷くなどして対応する予定でございます。また、警備員も設置しまして安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 図面で見ますと屋外トイレ、男女とも個室の数が若干減ると見受けられますが、これは運動場を使っている児童が休み時間に使うと想定されますが、混み具合等心配がないかどうかという点が1点と。

それから、体育倉庫、若干面積が小さくなることと倉庫、物置Aが撤去されますので、その辺の倉庫としての機能について問題ないかどうか確認いたします。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） トイレの数につきましては若干減るようになりますけれども、洋式トイレの需要が多いこともございまして、全て洋式にすることで利用率が上がって使用しやすくなるかと思います。洋式トイレに並ばれて和式トイレを使われていない方もいらっしゃると思いますので、その点につきましては逆に改善されるかと思っております。

体育倉庫につきましては約9平米小さくなる予定でございしますが、これにつきましては小学校でも中に入れているものの整理をしていただきますので、全て収めるに当たっては支障がないものと考えております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 トイレの使用についても体育倉庫についてもそうですが、学校側と十分に協議された上で決定されておりますよね。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） こちらの工事につきましても学校側の意見を十分尊重しておりますので、トイレにつきましても、それから体育倉庫が多少減ることについても理解していただいております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 予算委員会のときにもたしか指摘があったかと思うのですが、既存の建物の屋根の勾配があまりない関係で、サッカーボールとかが上がったときに、ちょうど西側と区切っているフェンスから屋根に上ってサッカーボールを子供たちが取る場合があると指摘がありました。そのときには勾配をつけるなり、サッカーボール等々が屋根の上に上がらないような、上がった落ちてくるような形状にするという答弁もあったかと思うのですが、実際そのあたりはどのようにされているか。絵の形状、若干勾配がついているような図面にはなってますけれども、その部分と。

それから、このフェンスは既存のフェンスそのままと図面で書いてますけれども、サッカーボール等々が上がらなくても子供がフェンスを伝って屋根に上ってしまうのではないかと危惧するのですが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 屋根の形状につきましては、先ほど御発言にありましたとおり傾斜をつける形で、ボールが落ちてくるかどうかというところははっきり検証しておりませんので分かりかねるところではございますが、勾配がついております。

また、フェンスにつきましては子供が上がり危険ではないかということですが、グラウンドを使っていただく場合には、個人であそこに来られる方もいらっしゃると思うのですが、サッカーですとか球技で使われる場合には大人の方もいらっしゃると思いますので、そのあたりにつきましては使われる方と協力しながら安全に使っていただけるような使い方をしていければと思っております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 屋根の勾配については委員会からの指摘を受けて対処していただいていることが分かりましたけれども、この建物の図面でいきますとフェンスから、もともと既存の建物は925で新しいものが1,000なので、そんなにフェンスと建物の距離が広がったとは思えなくて。建物が建ってみないと分からないのですが、指導者がいるときには恐らく建物の上に上がることは子供たちはしないと思うのですが、要は大人がいないときに子供たちが勝手に上がるのが危険であるという指摘であったと思いますし、私もそのように思います。ですから、そのあたりをどうにか対処しますと予算委員会でおっしゃったと思うのですが、それが改善しないようであれば、安全面本当に確保されているのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） フェンスとそれから倉庫の位置につきましては、どうしても建物を前にずらしそうですと運動場が狭くなってしまいますので位置関係としましては致し方ない部分があるかと思いますが、使い方、フェンスに上らないとか安全面につきましては小学校でも啓発に努め

ていただいて、子供たちに上がらないようにという指導はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 指導は大事なのですが、事前から登れないような形状にすることのほうが大事ではないかともある意味では思いますので、そのあたりもしっかりと協議していただいて、安全優先で。運用面もそうですけれども、設備の面からも、ぜひそのあたりは考えていただきたいと思いますので、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 今おっしゃったような方法があるかについては検討はしてみるのですが、ただ上がってくる子については高学年であろうと思います。低学年の子は身長のことであそこまで上がれませんので、高学年にきちんと指導すればその辺は理解できますので、学校での指導は徹底していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第48号 令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）

○議長（首藤佳隆） 日程第9、議案第48号令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第48号令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した上水道基本料金改定分の減免に充てる費用の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ1,732万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を164億6,075万1,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、繰入金の追加であります。

歳出予算につきましては、衛生費の追加であります。

詳細につきましては総務部長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議

決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） それでは、議案第48号令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）につきまして詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

12ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節27繰出金1,732万4,000円は、生活者、事業者に対しまして、消費、事業継続の下支え等を支援するために国より措置されました臨時交付金を活用しまして、水道事業会計において上水道の基本料金改定分を7月から9月の3カ月間減免することに伴います影響額について補助するというものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金1,428万1,000円の追加は、歳出で申し上げました上水道基本料金改定分の減免に充てます物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金304万3,000円の追加は、今回の補正予算における財源調整でございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

中薮清志議員。

○中薮清志議員 歳出になるのですが、国庫支出金と併せて一般財源を投入してこの1,700万円何がしにしていくということなのですか、対象の件数につきましてはどういう算出方法といたしますか、どういった計算をされているのかだけ確認いたします。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 給水戸数につきましては1万4,999戸数をカウントしてございます。減免分でございますが、値上がり分350円に消費税を掛けた385円を掛けまして1,732万3,845円と算出してございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 内閣府の重点支援地方創生交付金のメニューとして、その欄外に地方公共団体の水道料金減免にも活用可能と記載がされておるかと思えますけれど、そのメニューを使ったという用途で、それを確認したいのが1点と。

それから、一般質問の中でこの話も出ていたかと思えますし、制度設計について今検討しているところだという答弁だったかと思うのですが。確認ですけれど、減免分を補填するという意味合いなのか。というのが、12月定例会のときに議決しました太子町水道事業給水事業条例の一部を改正する条例の第24条の料金改定、この改定した分が7月1日から適用されることになったかと思うのですが、その上がった分について補填するという制度なのか、そういう理解でよろしいのですか。

○議長（首藤佳隆） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） まず、交付金のメニューにつきましては、そのとおりでございます。
それから、7月から水道料金が改定されますけれども、その基本料金の改定分について3カ月分の減免に対する補助という形で一般会計から水道事業会計に繰り出すものでございます。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 12月定例会のときに、今回の改定で増収の見込みが大体年間1億2,800万円という答弁だったかと思うのです。そこから考えますと、3カ月分の減免分で今計上されている1,700万円、これは十分な金額、3カ月に相当するものと考えてよろしいのですか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 従来、基本料金は10立方メートルまでは900円で行っていました。今回の分につきましては、7月1日から1,250円に改定するという事で350円分の値上がり分について減免するものでございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 つまり、先ほど申し上げました条例の第24条のうちの基本料金に当たる分だけと。だから、この金額でいい、3カ月賄えるという理解でよろしいのですよね。

条例改正等は特に必要ないのか、制度的な問題として。どういう運用で、基本料金だけ下げるとするのは特に条例改正とかなくて運用できるのかどうか、制度面についてどうされるのかについて確認させてください。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 今回の制度設計につきましては条例改正まで必要なものではなくて、従来から減免措置を行っておるとおりでございます。

料金のことについては、350円の値上がり分を3カ月間で算出してございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 関連になりますけれども、今の説明でいきますと基本料金350円値上がり分について3カ月間、そこに充当すると。ですから、超過料金、例えば10立方メートルを超えて30立方メートルまでの分というのは旧来は100円だったところが新料金では135円となっておりますけれども、それ以降、段階に応じて料金がそれぞれの幅で設定がありますけれども、そこについてはもう7月1日より料金値上げというのは変わらない、要は周知しているとおりの流れで料金は徴収されるという理解でよろしいですか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 議員仰せのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(首藤佳隆) 全員賛成です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第10 議案第49号 令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第1号)**

○議長(首藤佳隆) 日程第10、議案第49号令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(沖汐守彦) 議案第49号令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、先ほどの議案第48号で説明しましたとおり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しました上水道基本料金改定分の減免をするための経費の補正であります。

まず、第2条の事業収益の補正につきましては、営業収益を1,732万4,000円減額、営業外収益1,732万4,000円の追加、総額を6億3,636万円としております。

次に、第3条におきましては、当初予算第8条に定める他会計からの補助金の補正で813万2,000円を2,545万6,000円に改めるものであります。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長(首藤佳隆) 経済建設部長。

○経済建設部長(富岡泰造) 議案第49号令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第1号)について詳細説明を申し上げます。

主な内容としましては、物価高騰による地域経済や家計への影響に対応するため、水道料金の基本料金改定分について本年度7月使用分から3カ月間減免するための経費を補正するものでございます。

4ページをお願いいたします。

内訳としましては、営業収益では水道料金の減免において基本料金改定分3カ月分の相当額1,732万4,000円を減額しております。営業外収益では、水道料金改定分減免相当額1,732万4,000円の一般会計からの補助金を追加するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(首藤佳隆) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

中薮清志議員。

○中薮清志議員 先ほどの一般会計補正予算で説明がありましたので、内容ですとか積算根拠につきましては理解できました。私が一般質問でお伝えさせていただきましたのは、もう二、三週間前より既に大分暑くなっていますが、そのときからでもかなり今も暑いのにこの夏のタイミングで水道料金を値上げする方向には進んでいるとはいえ、延期できないのかとお伝えさせ

ていただきました。そのときの答弁が今補助金を活用して何かできないかと考えているという形だったのですけれども、実際にそれを暑さが落ち着くぐらいの秋まで水道料金の値上げを一旦保留することは難しいので、今回こういう形で補助金を少しでも活用して、ちょっとでも対応できたらということで施策を打ったと理解してよろしいでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 本町の水道料金につきましては、平成20年1月の改定以来17年間据え置いてきたということもございますので、予定どおり令和7年7月1日に料金を改定させていただきます。非常に少額の予算ではございますが、少しでも町民の皆様にサービスができますように水道事業所としても取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 中藪議員が言われました一般質問でもお尋ねになって私どももお答えさせていただいたのですけれども、基本的な考え方は今中藪議員がおっしゃられたとおりの考え方が基本的にございました。制度設計をする際にも従来どおり条例改正をしましたので、そのまま料金を上げる。ただ、国の補助金、国の予備費を活用して交付されることが急遽こちらに連絡が参りましたので、それをどのように活用するかといういろいろ検討した結果、一般質問等での回答でもさせていただいたのですけれども、ちょうど同じような時期に内部で検討させていただいて基本料金部分の値上げ分について充当させていただこうと、中藪議員がおっしゃられたような基本的な考え方でもって何とか住民の負担を軽減しようという考えでこのたび補正させていただいているところでございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第50号 工事請負契約の締結について（太子町立文化会館・歴史資料館建物維持改修工事）

○議長（首藤佳隆） 日程第11、議案第50号工事請負契約の締結について（太子町立文化会館・歴史資料館建物維持改修工事）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第50号工事請負契約の締結について（太子町立文化会館・歴史資料館

建物維持改修工事)について説明を申し上げます。

本件につきましては、太子町立文化会館及び歴史資料館の建物維持改修工事であります。

工事請負契約につきましては、去る6月5日に4者による制限付一般競争入札を執行した結果、兵庫県宍粟市山崎町御名226番地1、上林建築株式会社代表取締役上林博幸氏と12億7,600万円で契約書するものであります。

詳細につきましては教育次長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） それでは、議案第50号工事請負契約の締結について（太子町立文化会館・歴史資料館建物維持改修工事）につきまして詳細説明を申し上げます。

文化会館及び歴史資料館は平成5年の建築から30年以上が経過し、建物や設備の老朽化が著しく、大、中ホールやロビーのつり天井の耐震化も長年の課題でありました。本事業は施設利用者の安全性の確保と災害時の避難所としての活用を見込むため、2カ年をかけて大規模改修を行うものでございます。

主な工事内容は5点でございます。

1点目、建築改修工事として陸屋根部分の防水改修、外壁タイルのひび割れ等の外壁改修、文化会館入り口外側自動ドア等の建具改修、中ホールの床張り替え等の内装改修、天井改修に伴う楽屋入り口等の塗装改修、大ホール等の耐震（躯体）改修などを行い、2点目、電気設備工事として電灯設備のLED化、受変電設備、発電設備、舞台音響、舞台照明設備の改修などを、3点目、機械設備工事として空調換気設備、給排水衛生設備などを更新し、4点目、昇降機設備工事としてエレベーター撤去及び新設を、5点目、外構工事としてガス管引込みに伴う構内舗装改修及び屋外排水改修を行います。また、本事業につきましては大ホールつり天井の耐震化など、避難所の機能強化工事には緊急防災・減災事業債を、舞台装置関係の更新など施設の長寿命化工事には公共施設等適正化推進事業債を、太陽光パネルの設置工事及び照明のLED化には脱炭素化推進事業債を、と3種類の起債を活用して行います。工期は、令和9年3月26日まででございます。実施の概要につきましては、文化会館の延べ床面積が4,993平方メートル、歴史資料館が1,158平方メートルでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 昨年9月の斑鳩地区のまちづくりの集いで、たしか斑鳩公民館を文化会館へ持っていくことができないか検討するみたいな話が出ていたと思うのですが、図面だけ見てもちょっと分からないのですが、それが考慮された修正の設計になっているのでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） こちらの複合化で斑鳩公民館を文化会館内に持ってくることにしましては、こちらで利用できるところが今現在の和室と、それから2階の大きなテーブルが置いてある会議室の部分になります。ですので、今回の改修には直接関係ない部分でございますので、そちらにつきましては複合化も配慮した工事となっております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 工事の請負契約の内容だとか趣旨だとかという部分を十分理解した上で基本的な考え方、計画についてお伺いしたいのですけれども、重複して申し訳ないのですけれども、今回の文化会館、それとちょっと戻りますけれども議案第46号で保健福祉会館大規模改修という形で、これはたまたま重なってしまったのか。というのは、町民の利便性を考える上で両方とも使えないという時期が発生するわけです。もちろん、老朽化を含めての改修という形で必要性を感じているのは十分理解しているのですけれども、この工事の期間をずらせなかったのか、それとも何か安全面あるいは老朽化を含めて、それ以外に今回重複してでも計画したという何か理由があるのであれば教えていただきたいのですけれど。

○議長（首藤佳隆） 町長。

○町長（沖汐守彦） この工事については非常に大きな金額がまず必要で、従来だったら令和7年度、令和8年度、令和9年度等、今議員御指摘のように使用できる場所、できるだけたくさん使えるようにして工事をする、そしてそのことで工事費も少なくてならした形になる、これは基本的なこれまでの本町の考え方であります。今回、緊急防災・減災事業債という補助率3分の2の大きな補助金が令和7年度で当初終了すると言われておりました。だから、この緊急防災・減災事業債を使うということで福祉会館、避難所、当然文化会館のつり天井もそれに該当しますので、無理してその大きな補助金を使うことで令和7年度に前倒しをさせていただいたことが1点。もう一点は、ここ数年、年々人件費が上がり物価高騰対応の中で、今年するか来年するかによって入札の額も非常に高くなって、年々そういう工事費が上がっている。もう来年するのだったら今年無理してしたほうが全体経費としても安くつくのではないかと、それが2点目。3点目として、今この施設を閉じたときに代用施設として、大変窮屈かもしれないけれども、今まで10使っていた形が8になるかもしれない、少し制約を受けるかもしれないけれども、どこかで何とかなるのかということで行革のほうもそういう場所もいろいろと検討させていただいて、体育館とか、地区の公民館とか、龍田幼稚園とか、いろんなところに無理なお願いをしながら何とかするという判断の下に全面的に今年度に入れさせていただいたというのが基本的な形であります。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 十分理解しました。代替施設の話が出たのですけれども、十分町民の方々に周知させていただいて、少し窮屈かも分かりませんがという形で、皆さんが利用できるような形で対処をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 町長の御答弁の中で緊急防災・減災事業債のことに触れられました。当初、町長がおっしゃられたとおり、この緊急防災・減災事業債については令和7年度で最終であるということだったので、その後この適用の年度は延長されております。それだけここで認識とまいしょうか、確認をさせていただきたいと思います。ただ、町長が申し上げられましたとおり、当初は緊急防災・減災事業債が切れる前提で、これは早く有利な起債を活用すべしという考えの下に事業を計画しておった。その後、延びると判明したのですけれども、それよりも物価高騰、資材の高騰、人件費の高騰、これによる影響を勘案して、事業が重なりますけれども、そのほうが得策であろうという考えの下に事業を実施するという結論に至ったところでございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 あすかホールの図面を見るのですけれども、ミニシアターの取扱いについてはどう考えておられますか、図面上分からなかったのです。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） ミニシアターにつきましては、そのままミニシアターとして活用してまいります。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 当然クロスなんかも雨漏りで結構ぼろぼろになっていたりとか、ちょうど座席の後方辺りですか、入り口の辺りとかで結構クロスが剥がれというか、水にぬれてぼろぼろになっている場所があったりするのですけれども、その辺についてもミニシアター全体としていろいろな補修工事もあるのですか。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 申し訳ございません。事細かく壁紙の改修のところまでは今現在資料を持ち合わせていないのですけれども、ドアですとか壁ですとかの改修というのは今回の工事に含まれておりますので、必要に応じまして改修するものと思っております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 1点だけ、天井の防水は、今お話が出ましたけれど、雨漏りの対策は含んでいるかどうかと、それは文化会館だけでなく歴史資料館でも雨漏りの事例はあったかと思うのですけれど、そちらもちゃんとケアしているかどうか、そこを確認させてください。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 今回の屋上防水につきましては、陸屋根と言いまして文化会館の平らな部分を主に防水工事する形になっております。

あと、歴史資料館につきましては天窓とかもございまして、その辺りについてはシーリングのやり替えですとか、そういった形で雨漏りの防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 ということは、今回の改修の中にはそれは含まれていないという理解ですか。それか、やり方は違うけれども今回の中に含まれているのか、その確認だけですけれど。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） どちらの建物につきましても、雨漏り対策といいますか、防水工事はする予定でございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 この会館の工事が始まりましたら、実際敷地内はどのように、要は封鎖をする箇所と通行できる箇所、どのような形になるのかを御質問します。図書館は通常営業という形になると思いますが、実際どの位置に駐車場として案内をしていくのが1点。

それから、あすかホール、文化会館入り口にちょうどバスの電光掲示板があると思うのですけれども、そのあたりについてはどのような形で利用できるようにするのか、ちょっとでも移動し

て利用できるようにするのか、それとももうそのまま2年間は使えないという状況にするのか、そのあたりについてもお聞きいたします。

○議長（首藤佳隆） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時27分）

（再開 午前11時27分）

○議長（首藤佳隆） 再開します。

教育次長。

○教育次長（福井照子） 御質問のありました工事の囲みの範囲につきましては、まずは南側の入り口のところからは全体的に囲んでしまいます。そうしまして、西側の駐車場につきましても建物に沿ってずっと囲っていく形になるのですけれども、全体としては敷地内の東側の駐車場から建物の全体の西側のところまで、それから北側も建物というか、道路の際、そこまでありますので、そちらまで全部囲ってしまう形になります。南側につきましては、南の駐車場も含めて全部囲いの中に入ってしまうしますので、実際お使いいただけるのは主に北側の駐車場という形になります。図書館に行ってくださいとつきましては北側の駐車場を利用させていただいて、道路の歩道を通して図書館へ行っていただくように御案内する形になると思います。

次に、電光掲示板ですけれども、今回の工事の範囲には電光掲示板のところは含まれておりませんので、そのまま使っていただける状態だと思います。バス停のところですね、電光掲示板というのは。

○議長（首藤佳隆） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時29分）

（再開 午前11時29分）

○議長（首藤佳隆） 再開します。

教育次長。

○教育次長（福井照子） 申し訳ありません。電光掲示板につきましては工事の区画ではないのですけれども、今確認しましたところ、電源が切れているということです。そちらにつきましては改めて文化会館とどういった状況なのかを確認させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 1 2 議案第 5 1 号 訴えの変更について（柳池総合公園多目的広場外整備工事）

日程第 1 3 議案第 5 2 号 訴えの変更について（柳池総合公園多目的広場・道路外整備工事）

○議長（首藤佳隆） 日程第12、議案第51号訴えの変更について（柳池総合公園多目的広場外整備工事）及び日程第13、議案第52号訴えの変更について（柳池総合公園多目的広場・道路外整備工事）を一括議題とします。

順次提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第51号及び議案第52号の訴えの変更について一括して説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和3年12月17日議決の令和3年議案第61号、議案第62号の訴えの提起についての損害賠償額を変更するものであります。

まず、議案第51号につきましては、平成26年8月29日に当町と柳池総合公園多目的広場外整備工事の請負契約を締結しましたツチノエ興産有限会社に当該瑕疵を補修するための費用として求めている損害賠償額を「532万7,300円」から「651万4,200円」に改めるものであります。

次に、議案第52号につきましては、平成28年1月29日に当町と柳池総合公園多目的広場・道路外整備工事の請負契約を締結しました株式会社正建設に当該瑕疵を補修するための費用として求めている損害賠償額を「276万7,600円」から「365万2,000円」に改めるものであります。

詳細につきましては経済建設部長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） それでは、議案第51号及び議案第52号の訴えの変更について一括して詳細説明を申し上げます。

本議案につきましては、現在訴訟中のため、裁判に影響が及ばない範囲で御説明させていただきます。

まず、当初の経緯から御説明させていただきます。

令和3年度の柳池総合公園体験学習施設電気機械設備工事において、総合公園西側に設置しております高圧受電設備から体験学習施設へ送電するため、過年度にあらかじめ埋設していた電線管路に電気ケーブルを通線する作業を行っていたところ、埋設管の不具合により電気ケーブルが通らないことが判明いたしました。このため、小型特殊ビデオカメラにより管路の調査を実施した結果、請負業者の粗雑工事に起因する管路変形等の不具合が発見されたことから、平成26年8月29日に柳池総合公園多目的広場外整備工事の請負契約を締結したツチノエ興産有限会社には532万7,300円、平成28年1月29日に柳池総合公園多目的広場・道路整備工事の請負契約を締結した株式会社正建設には276万7,600円の損害賠償額を、それぞれ当該瑕疵を補修するための費用として求めておりました。

このたびの主な変更の理由として2点ございます。

まず、1点目でございますが、当時の損害賠償請求の算定におきまして令和3年5月の単価を採用しておりましたが、審議の中で被告から提出された資料と調整を図る必要性が生じたため、令和7年5月の単価に改めて算定したことによるものです。

2点目でございますが、管路の補修延長の見直しを行ったものでございます。現在、審議している内容の1つに本件各工事の瑕疵部分の管路の補修方法について議論を行っているところでございます。瑕疵がある管路の調査方法ですが、初めに御説明させていただきましたが、小型特殊

ビデオカメラを管路の内部に入れてモニターに映し出される映像から管路の変形状態と管路の曲がりによりカメラが通らない状況を確認してございます。この変形状況について、裁判所より現地において実際の電線管路の損傷具合や埋め戻された土の状況を確認したいとの申出を受けまして、令和6年6月に裁判官及び裁判所が選任されました専門委員立会いの下、損傷箇所の掘削を行い損傷状況を確認いたしました。損傷部位を確認した結果、専門委員の意見としては、部位の変形は転石による変形にしては部分的に鋭利過ぎる、施工以前あるいは施工中に傷ついたものではないかと推察できるという見解でございました。また、カメラが通らない管路の曲がりについても検証するよう求められ、令和6年9月にマンドレルという試験棒による通過試験により管路を確認したところでございます。マンドレルという試験棒については、ハンドホールのますからハンドホールのますまでの間、電線管路に試験棒を通過させ電線の入線に支障がないかどうかを確認する試験でございます。通過試験において小型特殊カメラでは問題ないと評価していた電線管路が、貫通することができない箇所が複数箇所判明いたしました。このような訴訟手続内で判明した事実関係を踏まえ、再度入替えが必要な電線管を精査し、損害賠償額の変更を行うものでございます。

なお、訴訟につきましては町顧問弁護士に業務を委託しておりまして適切な対応に努めているところでございますが、裁判が結審いたしましたら議会に改めて御報告させていただく予定としておりますので御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第51号訴えの変更について（柳池総合公園多目的広場外整備工事）、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 令和3年12月議会の当時、議案第61号で訴えの提起についてという議案が上がっておりまして、その関連と思いますが、当時の説明では損害賠償額として上げられている532万7,300円、これの根拠につきましては機能復帰を行った費用というような説明だったかと思うのですが、今の説明を受けてもう一度確認したいのですが、当時電線が管路の中を通らないという不具合があって、それを機能復帰するための工事をした、あるいはもうやがてすると、その費用額で賠償請求されたと理解していたのですけれど、そうではないのですか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 当時の算定方法ですが、損傷した電線管路をもう一度設計どおりに元に戻すという工事を算定した費用を損害賠償額として請求いたしております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 当時、令和3年のときに体験学習施設をつくるために実際電線を通す復旧作業はされたのですよね。ただ、された工事費とは別に算定された金額だったという意味でおっしゃっているのかの確認と、それが裁判の中で令和6年ですか、立会いの下、もう一回確認したら、さらに、要するにまだ工事をしないといけないようなことが見込まれるから、比較的最近の単価に基づいて賠償額を出すという説明だったのかなと思ったのですけれど、そういうことでよろしいですか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 当時の算定につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。あとで一時的に復旧した部分につきましてはこの損害賠償費用とは別になってございます。あくまでも損傷された管路について入れ替えるということで賠償請求をさせていただいてございます。

○議長（首藤佳隆） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時44分）

（再開 午前11時47分）

○議長（首藤佳隆） 再開します。

経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 申し訳ありません。前回訴えた算定につきましては、あくまでも損傷した管路についてやり替えるといったことで賠償請求を起こしてございます。仮に今一時的に機能復旧して体験学習施設に送電を行っているものにつきましては、あくまでも別の工事でございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 今の質疑を聞いていまして確認したいのですが、もともと管路を敷設した業者のルートが、例えば受電板から体験学習施設まで、こういうルートで行っていますというルートがあります。実際管路が詰まっていたので全く違う、近いかも分かりませんが、もともと管路が埋まっているところ以外のルートを使って電気屋さんがケーブルを敷設して入線して今現在使っているという理解でよろしいですか、それが1点。

それから、2つ目が後の説明で裁判所と立会いをして管路に特殊カメラを入れて調査したと言われたのですが、それは当然残っていないという調査が令和6年にできないわけですから、私が今言った別ルートであるということの証左が今そこでできるのかなと思っております。ということは、この補償額というのはあくまで全く違うルート、つまり最初に入れたルートの電線管なりハンドホールなり、途中マンホールがあるのかも分かりませんが、そういう設備が残ったままになっているという理解でよろしいですか。2点確認します。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 損傷している管路については、そのままの状況で残ったままとなっております。今現在送電している体験学習施設までの管路につきましては今既設で埋まっている近くにもう一度配管いたしまして、そこを通して送電を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 そうすると、損傷した管路は全て使っていないという理解でよろしいですか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） そのとおりでございます。

○議長（首藤佳隆） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 分かりました。

そうすると、お金が上がる理由が時点修正で令和3年5月の単価と令和7年5月の単価の違いで額が上がると言われたのですが、それとプラス今回立会いをして、ある区間も管路が閉塞していた部分があるので、その費用も増えるという理解でよろしいですか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 事前にカメラ調査を実施しまして、その損傷した箇所と後に試験棒を通して試験をした箇所との差異が出てございまして、カメラ調査で分からなかった部分について今回判明いたしましたので、それを加えて損害賠償に付け加えるものでございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 なかなか整理ができていないのが現状なのですが、先ほどの説明でいきますと、全体の工事を復旧したものを損害賠償額として当時設定しているのであれば、ここで新たな事実が判明したからといって賠償額が変わることについてもう一度説明いただきたい。

それから、詳細説明の冒頭で令和3年5月の基準と令和7年7月及び5月ですか、その月の説明があったのですけれども、もう一度その部分の説明をお願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 損害賠償請求をしている管路につきましては、あくまでももともと設計しておりました管路を撤去してもう一度敷設し直したという想定で算定してございまして、当時一時的に仮復旧した管路の賠償額とは違うことになってございます。申し訳ありません。

そして、令和3年5月の単価と令和7年5月の単価を時点修正している点につきましては、審議の中で進めていく中で被告側から補修方法についていろいろ意見書が出されておりました、その単価が直近の単価を使われている関係もありまして、我々が算定した当時令和3年5月の単価を適用してございますので、今の単価とは整合性が取れていないということで改めて今回、令和7年5月の単価を採用しまして算定し直したものでございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 なかなか私も大分混乱はしていますけれども、最後に1点だけ、相手側との単価の違いでは令和3年と令和7年との違いはもちろんなのですが、けれど訴えているのはこちら側であれば、相手側が令和3年度の単価に合わせて算出すればいいのじゃないかと思ってしまのですが、今の単価に合わせて算出することになると、そこが何か理解に苦しむところなののですけれども、その部分について説明をお願いしてよろしいですか。要は、単価を合わせる、今の最新の単価で試算するがために今回この金額が上がってくることに関連していくわけですね。そこをすみません、お願いします。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 被告側からの意見書は、そういった補修方法を見直すという観点で出てきていなければ当時の単価で損害賠償請求を進められたと思うのですが、現在に近い単価によって補修方法等の算出をされておられますので、それに調整する形で、すり合わせるという形で単価を調整したものでございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩します。

（休憩 午前11時57分）

（再開 午前11時57分）

○議長（首藤佳隆） 再開します。

間もなく正午が来ますが、会議を続行します。

ほかに質疑はありませんか。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 今回ここで金額を改めていかないと、その先、裁判というか審議というか、そこが進んでいかないという、要はここで改めることの必要性があるということですね。時系列というか、このタイミングでそれをしておかないと、この先スムーズにしていけないというようなことで認識してよろしいですか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） この裁判が始まってから3年を経過してございます。裁判所も今年度中には判決、結審をつけていきたいという方針を示されておられまして、お互い出している資料につきましては、これが最後にしようかというところで話し合いを進めてございます。弁護士の先生にも協議させていただいて、この段階で最終的な金額についても見直そうとお話し合いをさせていただいた結果、今回に結びついたものでございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

中薮清志議員。

○中薮清志議員 今の説明が僕もぴんとこなかったのですけれども、今この金額を変更しないと、結果云々は別として、今後の話をする中で話の調整ができないとか、つじつまが合わなくなってくるよという話だから、今回こうしているのかを確認だけしたいのですけれど。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 議員仰せのとおりでございます。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 最後に1点だけ聞きますけれども、大体金額が当時かかった実際の金額ではなくて復旧するための工事をした場合に想定される当時の原価に基づく金額が532万円、それが令和7年度の単価に基づけば変更する必要があるという理解でいいかと思うのですが。当時応急的になのでしょうけれど、実際に復旧にかかった金額というのはこれよりもはるかに実際は少なかったのですよね。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 当時の額については、このような高額な値段ではなかったです。

○議長（首藤佳隆） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 今回の議案の基になりました令和3年12月定例会時点の議案第61号に関しましては、当時裁判が始まるということで町からの十分な説明があまりないと感じましたので、町が訴訟に踏み切ることが適切かどうか判断ができないという理由から私は反対の表決をしたも

のでございますが、当時の議会の議決に従って裁判が行われている現在の中にあつて、金額を変えることの内容について理解ができるならば賛成すべきかなと考えておりました。本日の説明で、その内容については理解いたしましたので賛成といたします。

○議長（首藤佳隆） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第52号訴えの変更について（柳池総合公園多目的広場・道路外整備工事）、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 それでは、議案第52号に関しまして賛成の立場から討論いたします。

理由につきましては、先ほどの議案第51号と同様でございます。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(首藤佳隆) 全員賛成です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第14 請願第5号 国に対し現行の「刑事訴訟法の再審規定(再審法)」の速やかな改正を求める意見書の提出を求める請願

○議長(首藤佳隆) 日程第14、請願第5号国に対し現行の「刑事訴訟法の再審規定(再審法)」の速やかな改正を求める意見書の提出を求める請願を議題とします。

上程中の請願については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の請願に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 それでは、総務経済建設常任委員会に付託されました請願につきまして報告書を読み上げまして報告とさせていただきます。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

1、審査した事件。受理番号、請願第5号。付託年月日、令和7年6月3日。件名、国に対し現行の「刑事訴訟法の再審規定(再審法)」の速やかな改正を求める意見書の提出を求める請願。審査結果、採決すべきもの。措置、意見書提出。

2、審査年月日。令和7年6月10日火曜日午前10時から午後0時22分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。紹介議員の山本順久議員、参考人より趣旨説明を受け、その後、協議を行った結果、当委員会として要望すべき事項であるとの結果に至りました。

主な説明内容。

無実の者を誤った裁判から迅速に救済するため、①再審請求手続の審理の適正化に資する規定の整備、②再審請求における検察の手持ち証拠の全面開示、③再審開始決定に対する検察の不服申立て(上訴)の禁止を求める。再審請求審の手続や進行について具体的なルールがほとんど決められていないことや再審請求における検察の手持ち証拠の全面開示について、全ての証拠を開示するルールが必要である。また再審開始決定に対して検察官による不服申立てを禁止すべきであり、冤罪被害者を救い「無実の人は無実に」という当然の法理を実現するために、国に対して刑事訴訟法(第4編)再審規定の改正を求めるとの説明がありました。

主な質疑応答。

①刑事訴訟法(第4編)再審規定は地裁、高裁、最高裁全てに適用されるのかとの質疑に、そのとおりであると答弁があった。

②再審開始決定に対する検察の不服申立てが許されることの不合理性はとの質疑に、再審決定がされた場合に検察が不服申立てをすることで再審が行われず裁判が行われないことであるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成で採決すべきものと決しました。

(3)措置事項として、意見書を提出いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(首藤佳隆) 以上で総務経済建設常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから請願第5号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、請願第5号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午後0時13分）

（再開 午後0時13分）

○議長（首藤佳隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

**追加日程第1 意見書案第2号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書**

○議長（首藤佳隆） 追加日程第1、意見書案第2号刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して中島貞次議員。

○中島貞次議員 ただいま上程されました意見書案第2号について説明させていただきます。

意見書の提出について。

別紙のとおり「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」を会議規則第14条の規定により提出します。令和7年6月20日提出。発議者、太子町議会議員中島貞次、玉田晶久、藤澤元之介、玉田正典、桑名幸夫、吉田智子。

意見書案の内容でございます。

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書（案）。

冤罪は、国家による最大の人権侵害の1つである。冤罪被害者の人権救済は人権国家を標榜する我が国にとってはもちろんのこと、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題である。しかし、冤罪被害者を救済するための再審手続に関する法律（刑事訴訟法第

4編「再審」)上の規定は僅か19か条しかなく、再審手続をどのように行うかは裁判所の広範な裁量に委ねられていることから、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。また、過去の多くの冤罪事件では警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっているが、現状では捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みについて現行法に明文化された規定がなく、再審請求手続において証拠開示がなされる制度保証はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、これを是正するためには証拠開示のルールを定めた法律の制度が不可欠である。

さらに、再審開始決定がなされても検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の救済が妨げられている。再審開始決定は、あくまでも裁判をやり直すことを決定することにとどまり、有罪、無罪の判断は再審公判において行うため、検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という言わば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。よって、国においては冤罪被害者を早期に救済するため、次の事項について刑事訴訟法の再審規定(再審法)を速やかに改正するよう求めます。

- 1、再審請求手続の審理の適正化に資する規定を整備すること。
- 2、再審請求手続において、全ての証拠を開示する規定を整備すること。
- 3、再審開始決定に対する検察の不服申立てを禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月20日。内閣総理大臣石破茂様、法務大臣鈴木馨祐様。兵庫県太子町議会議長首藤佳隆。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(首藤佳隆) 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取扱いについては、議長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第15 請願第6号 子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について

○議長(首藤佳隆) 日程第15、請願第6号子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、

2026年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題とします。

上程中の請願については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の請願に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長山本順久議員。

○山本順久議員 それでは、福祉文教常任委員会に付託された請願について請願審査報告書を読み上げまして報告いたします。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

1、審査した事件。受理番号、請願第6号。付託年月日、令和7年6月3日。件名、子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について。審査結果、採択すべきもの。措置、意見書提出。

2、審査年月日。令和7年6月9日月曜日午前10時から午前11時50分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。紹介議員の藤澤元之介議員より趣旨説明を受け、その後、協議を行った結果、当委員会として要望すべき事項であるとの結果に至った。

主な説明内容。

「子どものゆたかな学びと育ち」を保障するための十分な教材研究や授業準備の時間を確保することが、今学校現場では非常に困難となっている。義務教育費国庫負担制度を2分の1へ復元を図り、教職員の働き方改革・長時間労働是正のため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進して、小・中学校のさらなる学級編制標準の引下げ等について検討してほしい。

主な質疑応答。

さらに学級編制標準の引下げを検討するとあるが、学校現場として次に考えている人数はどの質疑に、教職員不足の問題もあり、学校現場も数字を明確化していないが、文部科学省は最終的に30人を目標としているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成で採択すべきものと決定した。

(3)措置事項として、意見書を提出する。

以上で報告を終わります。

○議長（首藤佳隆） 以上で福祉文教常任委員会委員長山本順久議員の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから請願第6号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(首藤佳隆) 全員賛成です。したがって、請願第6号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

(休憩 午後0時25分)

(再開 午後0時25分)

○議長(首藤佳隆) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、2026年度政府予算に係る意見書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、2026年度政府予算に係る意見書を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第2 意見書案第1号 子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、2026年度政府予算に係る意見書

○議長(首藤佳隆) 追加日程第2、意見書案第1号子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、2026年度政府予算に係る意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して山本順久議員。

○山本順久議員 それでは、発議者を代表して趣旨説明を行います。

意見書の提出について。

別紙のとおり「子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、2026年度政府予算に係る意見書」を会議規則第14条の規定により提出する。令和7年6月20日提出。発議者、太子町議会議員山本順久、出原賢治、堀卓史、清原良典、中薮清志、森田哲夫、松浦崇志。

子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、2026年度政府予算に係る意見書(案)。

厳しい財政状況の中、独自財源を活用して人的措置等を実施する自治体も存在する一方で、自治体間で教育格差が生じることが深刻な問題となっています。義務教育費国庫負担制度に関しては、小泉政権下の三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた経緯があり、国としては定数改善に向けた財源保障を強化し、全国どこに住む子供でも一定水準の教育を受けられることを憲法上の要請としています。

また、現在、学校現場では貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置などといった多岐にわたる課題が山積しており、文部科学省の調査(20年度)では小・中・高を合わせた不登校児童・生徒数が41万人を超え、特に小・中学校で11年連続増加し、過去最高となっている現状があります。そのような中で、子供の豊かな学びと育ちを保障するための十分な教材研究や授業準備の時間を確保することが困難になっています。学校の働き方改革を推進するためには、加配教員の増員や少数職種の配置改善を含む教職員定数の見直しが不可欠です。また、2020年度の法改正により小学校の学級編制標準は25年度までに35人に引き下げられ、中学校では26年度から引

き下げる方針となっています。今後は高等学校においても早期実施を図るとともに、よりきめ細かな教育活動を実現するために、小・中学校における学級編制標準のさらなる引下げと少人数学級の実現が求められます。子供の豊かな学びと育ちを保障するための条件整備が不可欠であるとともに、実効性のある働き方改革を実現するためには自治体による業務の3分類などの施策に必要な財政措置の充実も強く求められています。

よって、国会及び政府におかれては地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

1、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に還元すること。

2、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

3、自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

4、小・中学校のさらなる学級編制標準の引下げ等、少人数学級について検討すること。あわせて、高等学校での35人学級を早急に実施すること。

5、新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、全ての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講じること。

6、自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年6月20日。衆議院議長額賀福志郎様、参議院議長関口昌一様、内閣総理大臣石破茂様、財務大臣加藤勝信様、総務大臣村上誠一郎様、文部科学大臣あべ俊子様。兵庫県太子町議会議長首藤佳隆。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（首藤佳隆） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取扱いについては、議長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第16 議員派遣について

○議長（首藤佳隆） 日程第16、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣につきましては、太子町議会会議規則第129条の規定により、お手元に配りました議案のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配りました議案のとおり派遣することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第17 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（首藤佳隆） 日程第17、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会等の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり、閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第4回太子町議会定例会（第515回町議会）を閉会します。

（閉会 午後0時36分）

~~~~~

議長挨拶

○議長（首藤佳隆） 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る6月2日の招集以来、本日までの19日間でしたが、この間、議員各位には条例改正など重要案件をそれぞれ終始熱心に御審議を賜り、本日ここに閉会の運びに至りましたことは町政進展のため、誠に御同慶に堪えません。ここに謹んで議員各位の御精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げます。さらに、当局各位の議会審議に寄せられました真摯なる態度に深く敬意を表しますとともに、審議の過程で議員各位から述べられました意見等につきましては今後の町政執行に十分反映されますよう強く望むものでございます。

これから暑さも厳しくなつてまいります。議員各位にはこの上とも御自愛をいただきまして、町政発展のため、一層の御精励を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単措辞ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（沖汐守彦） 令和7年第4回太子町議会定例会（第515回町議会）が閉会されるに当たりまして挨拶を申し上げます。

去る6月2日に開会されました今期定例町議会におきましては、契約案件、条例案件、補正予

算案件をはじめとする重要案件について慎重なる御審議を賜り、適切に御議決いただきましたこと、まず深く感謝を申し上げます。御審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきまして、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力してまいります。

いよいよ夏本番を迎えようとしております。議員各位におかれましては御健康に十分御留意いただき、町行政のさらなる振興に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、定例町議会の閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和    年    月    日

太子町議会議長      首    藤    佳    隆

署名 議員      中    島    貞    次

署名 議員      堀              卓    史